



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

ネット広告はしっかり確認



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島観連許第8589号



作：柏屋コッコ

ネット検索や SNS の画面に不意に現れる「お得」な広告から商品を購入したことでトラブルになったという相談が続いています。広告の内容は、隅々までよく確認しましょう。

インターネット広告の注意点

- ・利用者の属性や閲覧履歴などから、興味や関心をひく広告を表示する傾向があります。
- ・メリットだけを強調したり、カウントダウンなどで購入を急がせる広告は要注意です。
- ・重要な契約条件が小さい字で書かれていたり、スクロール画面の途中に書かれていることがあります。

返品・解約の条件を確認しましょう

インターネット通販では、契約後の返品や解約は、事業者のルールに従います。必ず、事前にルールを確認しましょう。

必ず「最終確認画面」を確認しましょう

次の内容を確認しましょう。

- ・事業者の情報（事業者名、住所、電話番号、代表者名）
- ・注文内容（品名、数量、回数） ・配送方法（送料、配送日）
- ・支払い方法 ・支払い総額
- ※配送が2回以上の場合は「定期購入」ではないか。
- ・2回目以降の支払い額 ・定期購入の解約条件や連絡方法

上記の内容が確認できなかったり、事業者のルールに納得がいかない時は、利用を控えることも大切です。

注文前には、必ずスクリーンショットで画面を保存しましょう。



消費生活に関するご相談は 泣き寝入りはいや

消費者ホットライン

局番なしの

188

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益益合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657